

特許ジャーナル®

PATENT JOURNAL



ブライトン国際特許事務所

〒104-0033
東京都中央区新川1-25-2 新川STビル5階
TEL : 03 (6280) 5181
FAX : 03 (6280) 5182
E-mail : office@brighten-ip.com
URL : <http://www.brighten-ip.com>



2021・7・10

暑中御見舞



令和三年盛夏

解説

**進歩性の判断(解決しようとする課題の共通性)
知的財産高等裁判所 令和元年(行ケ)
第10120号 審決取消請求事件
令和3年5月19日判決言渡**

第1 事案の概要

被告は、特許第3766725号(発明の名称:油冷式スクリュウ圧縮機)(本件特許)の特許権者である。原告が本件特許の請求項1に記載された発明(本件発明)に係る特許を無効とするを求めて無効審判を請求した(無効2018-800099号)。特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」とする審決(本件審決)を下し、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

争点は本件発明と特公昭51-36884号公報(甲1)に記載された発明(甲1発明)との間の相違点3に関する容易想到性の有無で、本件審決は「容易に想到できない」としたが本件判決では想到容易とし、本件審決が取り消された。ここでは、相違点3の容易想到性に関する部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2018-800099号事件について令和元年8月7日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本件審決が認定した本件発明と甲1発明との間の一致点

吐出流路において、油とともに吐出された圧縮ガスから油を分離回収し、油が分離された圧縮ガスを送り出す一方、スクリュウロータの両側に延びるロータ軸をラジアル軸受により回転可能に支持して入力軸を吸込側のロータ軸とし、吐出側のロータ軸を上記ラジアル軸受よりもスクリュウロータから離れた位置にてスラスト軸受により回転可能に支持するとともに、上記スラスト軸受よりもスクリュウロータから離れた位置にて上記ロータ軸にバランスピストンを取り付け、このバランスピストンのスラスト軸受側の空間に、油を導く経路を設けて形成した油冷式スクリュウ圧縮機

本件審決が認定した本件発明と甲1発明との間の相違点3

バランスピストンのスラスト軸受側の空間に、油を導く経路を設けて形成したことに関して、本件特許発明においては、バランスピストンの仕切り壁側の空間に、「上記油溜まり部の油を加圧することなく導く」均圧流路を設けて形成したのに対し、甲1発明においては、スラストピストン62の上記アンギュラコンタクトボールベアリング56側の空間であるスラストピストン室60に、高压ガスから分離されて冷却されてコンプレッサへと再循環される液体を、ポンプ140を経由して導く経路を設けて形成した点。

相違点3の容易想到性に関する本件審決の認定

甲1発明において、「コンプレッサ内の必要な全ての箇所」に供給する液体の一部を、あえて、マニフールド134を迂回して、スラストピストン室60に供給するための経路を新たに設けるようにすることは、コンプレッサ外部に位置されなければならない液体パイプ接合の数を最少とする中間ハウジング30及びマニフールド134の採用意義に反するものである。

甲1発明において、相違点3に係る本件特許発明の発明特定事項のようにするために、液体をポンプ140で加圧せずにマニフールド134に供給するという手段も考えられるが、ポンプ140で液体を加圧しているのは、スラストピストン62に適当な力を与えるためのみならず、コンプレッサ内の必要な全ての箇所に液体流を供給するためでもあるから、「液体をポンプ140によって加圧した上でマニフールド134に供給するようにした」こと自体が、中間ハウジング30及びマニフールド134の設置前提となるものであり、液体をポンプ140で加圧せずにマニフールド134に供給することも、中間ハウジング30及びマニフールド134の採用意義に反するもの

である。

したがって、甲1発明において、液体を加圧することなくスラストピストン室に導く構成を採用することに阻害要因があるといえるから、仮に、液冷式スクリュウ圧縮機において、バランスピストン室に油溜まり部の油を加圧することなく導入することが甲2(特開昭57-159993号公報)、甲3(国際公開第95/10708号)、甲4(特開昭57-122188号公報)、甲5(実開昭64-34493号)に記載され、かかる事項が周知の技術であったとしても、甲1発明に甲2ないし甲5を適用することはできず、当業者といえども相違点3に係る本件特許発明の発明特定事項を得ることはできない。

当裁判所の判断

相違点3(非加圧流路)について

当裁判所は、甲1発明に、甲2ないし5に記載された周知技術を適用し、加圧ポンプ140や空所134を経由しない経路を設ける手段により、バランスピストンのピストン室にオイルをポンプで加圧することなく供給し、相違点3に係る本件特許発明の構成を採用することは、容易に想到することができたから、本件審決の相違点3に関する判断は誤りであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)の発生という技術的課題

甲2には、「バランスピストンに油ポンプで加圧された潤滑・冷却シール用の圧油を作動油として供給している従来のスクリュウ圧縮機においては、特に起動時、圧縮機の吸入側と吐出側の圧力差が大きくなりないうちに油ポンプにより吐出された圧力の高い油がバランスピストンにかかることにより、ロータが吐出側に推され、スラスト軸受及びスラスト軸受抑え金などに過大な応力がかかるという課題がある」こと、すなわち、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)が発生するという技術的課題が示されていた。

そして、甲1発明は、高压ガスから分離されて冷却されてコンプレッサへと再循環される液体を、ポンプ140を経由してスラストピストン室60に導く経路を設けて形成した液体噴射スクリュウコンプレッサであるが、逆スラスト力が発生しないことを裏付けるような事情はないから、甲1発明は、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)の発生という技術的課題を有しているものと認められる。

非加圧流路の設定に係る周知技術

甲2ないし5には、スクリュウ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることが記載されていたものであり、それは、本件特許の出願日前に周知の技術事項であったものと認められる。

容易想到性

甲1発明は、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)の発生という技術的課題を有しており、スクリュウ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることは本件特許の出願日前に周知の技術事項であったから、甲1発明の上記課題を解決するために、上記の周知の技術事項を適用して、スラストピストン室へ液体を導く経路を非加圧の経路とすることは、当業者が容易に想到することができたものであると認められる。

第4 考察

甲1発明において、相違点3に係る「液体を加圧することなくスラストピストン室に導く構成」を採用することには阻害要因がある、等として、特許庁が容易想到性を否定したものを、逆に、「当業者が容易に想到することができたものである」として特許庁審決が取り消された。

進歩性欠如の拒絶・無効理由に引用される主引用文献(第一引用例)、副引用文献(第二引用例)に記載されている内容の正確な把握、理解が重要であることを認識させる判決である。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。
以上

「鬼滅の刃」のデザイン 3種類が商標登録

■集英社■

大ヒット漫画「鬼滅の刃」の登場人物が着用している羽織のデザイン3種類が商標登録された。

漫画の版元である集英社は、2020年6月24日、作品中に登場する6人が身に着けている羽織や着物の柄を対象に商標出願した。特許庁は、今年6月3日、このうち3種類を商標登録した。主要キャラクターとして登場する富岡義勇、胡蝶しのぶ、煉獄杏寿郎（れんごく・きょうじゅろう）が着ている羽織のデザイン。

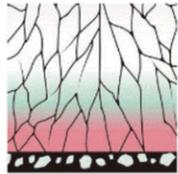
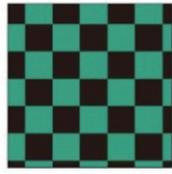
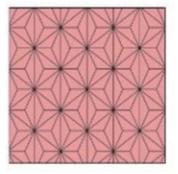
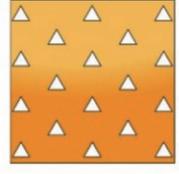
指定商品は、電子機器関連、アクセサリ関連、文房具関連、かばん関連、被服関連、おもちゃ関連。悪質な便乗商品、違法なコピー商品を阻止する狙いがある。

一方で、ほかの竈門炭治郎（かまどたんじろう）などが着用していた羽織のデザインは特許庁より拒絶理由通知書が提出されている。

竈門炭治郎の緑と黒の正方形を互い違いに並べた柄に関して、通知書では、「いわゆる『市松模様』の一種と理解されるものですから、全体として、装飾的な地模様として認識されるにとどまり、かつ、その構成中に自他商品の識別力を有する部分を見出すこともできない」として登録を認めなかった。

商標法では、原則として地模様（模様のものの連続反復するものなど）のみからなる商標は、識別力がないという理由で登録を認めていない。一般的に、服や着物の柄は装飾的な地模様に該当し、登録を拒絶される可能性が高いといえる。

ただし、その地模様によって他の商品と識別できることが認められれば、登録される場合がある。例えば、伊勢丹の紙袋のチェック柄（伊勢丹チェック）は消費者に周知されており、自他商品の識別力があるとして、最終的に商標登録（登録第5241411号）されている。

<p>富岡義勇</p>  <p>2021年6月3日登録 商標登録第6397486号</p>	<p>胡蝶しのぶ</p>  <p>2021年6月3日登録 商標登録第6397487号</p>	<p>煉獄杏寿郎</p>  <p>2021年6月3日登録 商標登録第6397488号</p>
<p>竈門炭治郎</p>  <p>商願2020-78058 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定</p>	<p>竈門禰豆子</p>  <p>商願2020-78059 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定</p>	<p>我妻善逸</p>  <p>商願2020-78060 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定</p>

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

脱炭素に向けた各国の 「知財競争力」を分析

■エネルギー白書2021■

政府は、「令和2年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書2021）を閣議決定した。

今回の白書では、二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」実現に向けた14の重点産業分野の「特許競争力」を分析。日本、米国、中国、韓国、台湾、英国、ドイツ、フランスの主要8か国・地域を対象に、過去10年間の各分野における特許数、特許の注目度などを定量化した指標（トータルパテントアセット）をもとに評価を行った。

それによると、日本は、「水素」「自動車・蓄電池」「半導体・情報通信」「食料・農林水産」

の4分野でトップとなった。また、他の6分野（洋上風力、燃料アンモニア、船舶、カーボンリサイクル、住宅・建築物／次世代型太陽光、ライフスタイル）でも世界第2位または第3位となっており、高い知財競争力を保有していると分析している。

日本が首位になっている分野について、個別にみると、「水素」と「自動車・蓄電池」は、日本が他国と比較して強い分野と言えるが、両分野において日本の自動車メーカー・自動車部品メーカーが高い知財競争力を持ち、他国企業を大きく離していることが要因となっている。

「半導体・情報通信」については、上位50社中19社を日本企業が占めており、半導体の素材から製造装置、情報通信機器・システムまで幅広い企業が上位に入っている。「食料・農林水産」では、日本の農業用機械の特許が強く、欧米の化学メーカーを抑え上位に入っている。

審 決 紹 介

本願商標「モナリザ」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2020-9377、令和3年3月23日審決、審決公報第257号）

第1 本願商標

本願商標は、「モナリザ」の文字を横書きしてなり、第31類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成31年2月20日に登録出願され、その後、指定商品については、原審における令和元年12月10日付けの手續補正書により、第31類「ポップ、食用魚介類（生きているものに限る。）、海藻類、野菜、糖料作物、果実、麦芽、あわ、きび、ごま、そば（穀物）、とうもろこし（穀物）、ひえ、麦、米粉、もち、飼料用たばこ、種子類、獣類・魚類（食用のものを除く。）、鳥類及び昆虫類（生きているものに限る。）、養種、種蘭、種卵、漆の実、未加工のチョコレート、やし（葉）に補正されたものである。

第2 原査定を拒絶の理由（要点）

原査定は、日本を含む世界中の人々に広く知られている芸術作品の名称である「モナリザ」の文字よりなる本願商標について、登録を受けることは、社会公共の利益、社会の一般的道徳観念又は国際信義に反するおそれがあり、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であるというのが相当であるから、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する旨を認定、判断し、本願を拒絶したものである。

第3 当審の判断

1 本願商標について
本願商標は、「モナリザ」の文字からなること、当該文字は、「レオナルド＝ダヴィンチ作。フィレンツェの貴婦人の肖像画。」の意味を有する語である（「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）。
2 商標法第4条第1項第7号について
商標法第4条第1項第7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、(1)その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、嬌傲若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、(2)当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、(3)他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、(4)特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、(5)当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきであると判断されている（知財高裁平成17年（行）第10349号判決同18年9月20日判決参照）。
ところで、絵画などの有形の文化的財産等（以下「文化的財産等」という。）、はその価値が認められ、国民や地域住民に親しまれており、その周知・著名性ゆえに強い顧客吸引力を発揮する場合が多いと考えられる。

そうすると、文化財等の名称からなる商標は、(ア)文化財等の知名度、(イ)文化財等に対する国民又は地域住民の認識、(ウ)文化財等の利用状況、(エ)文化財等の利用状況と指定商品又は指定役務との関係、(オ)出願の経緯・目的・理由、(カ)文化的財産等と出願人との関係、(キ)文化的財産等を管理、所有している者の性質等を総合的に勘案して、当該商標を特定の者の商標としてその登録を認めることが、社会公共の利益又は国際信義に反し、社会の一般的道徳観念に反するものと認められる場合には、商標法第4条第1項第7号に該当するといふべきであるから、以下、本願商標について、上記(ア)ないし(キ)について検討する。

3 商標法第4条第1項第7号該当性

(1) 事実認定

「モナリザ」について、職権調査によれば、次のことを認めることができる。
ア 「モナリザ」の周知・著名性
「モナリザ」は、上記1のとおり、「レオナルド＝ダヴィンチ作。フィレンツェの貴婦人の肖像画」として辞書に掲載されていることに加え、別掲(1)のとおり（※記載省略、「モナリザ」が取り上げられた新聞記事の例があげられている。）、我が国の新聞記事において幾度となく取り上げられ、世界有数の美術館であるルーブル美術館（パリにあるフランスの国立美術館）が所蔵し、一般公開されているものであるとして、ルーブル美術館において、特に人気の高い作品であること、その来場者の多くが「モナリザ」を目当てとしていることなどが紹介されているものであることからすれば、「モナリザ」は、我が国や諸外国において広く一般に知られているものといえる。
イ 「モナリザ」に対する国民又は地域住民の認識
「モナリザ」は、上記アのとおり、我が国や諸外国において広く一般に知られているほか、別掲(1)

エないしカのとおり、ドイツの大学図書館やルーブル美術館とカナダの研究者との協力により、「モナリザ」のモデルとなった人物が誰であるかの調査が行われ、疑問視されていたモナリザのモデルの謎が解明されたことや、「モナリザ」の展示を安全に、かつ世界中の人々が鑑賞できるよう、「モナリザ」の展示エリアが専用展示室に移動したことが新聞で紹介されるなど我が国や諸外国において広く親しまれているといえる。

ウ 「モナリザ」の名称の利用状況

「モナリザ」は、別掲(2)のとおり（※記載省略、我が国における「モナリザ」の展示の例があげられている。）、我が国の東京国立博物館において、1974年4月に「モナリザ」を一般公開する展示会が、「モナリザ展」と称して開催され、期間中の入場者数は151万人だったことが認められる。また、我が国において、別掲(3)のとおり（※記載省略、「モナリザ」をテーマとした展示会例があげられている。）、「モナリザ」を主題にした作品の展示会が開催されたことが認められる。

しかしながら、これらの展示会は恒常的に開催されているようなものではなく、期間限定のものであり、これらによって、地域の振興等を図るために利用されている事実は見いだし得ない。

なお、「モナリザ」が展示されているルーブル美術館のあるフランスや、作者であるレオナルド＝ダヴィンチの出生地といわれるイタリア（以下、フランスとイタリアをまとめて「モナリザ」ゆかりの国」という。）において、「モナリザ」の欧文表記である「Monna Lisa」又は「Mona Lisa」の文字が、公益的な機関による地域振興等の施策に使用されている事実は見いだし得ない。

エ 「モナリザ」の名称の利用状況と本願商標の指定商品との関係

「モナリザ」の名称は、上記ウのとおり、我が国において、「モナリザ」を一般公開する展示会や「モナリザ」を主題にした作品の展示会の名称の一部に利用されていることは認められるもの、本願商標の指定商品は、上記第1のとおり、第31類「ポップ、食用魚介類（生きているものに限る。）、海藻類、野菜、糖料作物、果実、麦芽、あわ、きび、ごま、そば（穀物）」であり、これらの商品は、「主として、食用の処理をしない陸産物及び海産物、生きている動物植物及び菌類」であり、「モナリザ」の文字が利用されている展示会とは密接な関連性を有するものではない。

オ 出願の経緯・目的・理由等

本願商標の出願の経緯、目的及び理由についての具体的な事情は確認できない。

カ 文化的財産等と出願人との関係

出願人（請求人）と「モナリザ」との関係性は、何ら見いだし得ない。

キ 文化的財産等を管理、所有している者の性質

「モナリザ」を所蔵し、管理しているのは、パリにあるフランスの国立美術館であるルーブル美術館である。

(2) 判断

上記(1)ア、イ及びキのとおり、「モナリザ」は、パリにあるフランスの国立美術館であるルーブル美術館が所蔵し、一般公開されている絵画であって、辞書、新聞記事等での掲載等から、我が国や諸外国において、広く親しまれているものと認められる。

そして、「モナリザ」の名称は、上記(1)ウのとおり、「モナリザ」が我が国において一般公開された際の展示会の名称や、「モナリザ」を主題にした作品の展示会の名称の一部に利用されていることが認められる。

しかしながら、本願商標の指定商品は、上記(1)エのとおり、「モナリザ」の文字が利用されている展示会とは密接な関連性を有するものではなく、当審において職権をもって調査するも、本願商標に係る指定商品を取り扱う分野において、「モナリザ」及びその欧文表記である「Monna Lisa」又は「Mona Lisa」の文字が、我が国あるいは「モナリザ」ゆかりの国において、地域の振興等を図るために利用されている事実は見いだし得ない。

以上の事情を考慮すれば、本願商標がその指定商品に使用された場合、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するといふべきでないといふのが相当である。

そして、本願商標は、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、嬌傲若しくは他人に不快な印象を与えるような文字からなるものではなく、かつ、他の法律によって、その商標の使用等が禁止されているものではない。

また、本願商標は、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は国際信義に反するものでもなく、さらに、請求人が、上記(1)カのとおり、「モナリザ」とは何ら関連性がない企業であるとしても、上記(1)オのとおり、本願商標の登録出願の経緯に、社会的相当性を欠くといふべき事情も見いだし得ない。

して見れば、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標といふべきものではない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当するといえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手續可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和36(1961)年	商標登録第 581685号～第 582197号の2
46(1971)年	商標登録第 939388号～第 943194号
56(1981)年	商標登録第 1490908号～第 1495264号
平成3(1991)年	商標登録第 2357506号～第 2368487号
平成13(2001)年	商標登録第 2724382号
平成13(2001)年	商標登録第 3371415号～第 3371419号
平成13(2001)年	商標登録第 4526600号～第 4533368号
平成23(2011)年	商標登録第 5453850号～第 5460444号

各年の12月1日～12月31日までに設定登録された商標権

●この手續期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願（は取り下げたもの）とみなされます。

平成30年8月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは7月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和3年4月分	22,142	16,743
前 年 比	106%	118%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。
http://www.jpco.gov.jp/shiryuu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm